

## 「ひこにゃん」の商標使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、本件商標(要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾の申請)

第2条 使用申請者(要綱第2条に規定する使用申請者をいう。以下同じ。)は、要綱第2条第1項の規定により、「ひこにゃん」商標使用許諾申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、公益上の観点から市長が特別に認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には使用品(本件商標を使用する対象とする物をいう。以下同じ。)の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許諾の通知等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ひこにゃん」商標使用許諾通知書(別記様式第2号。以下「使用許諾通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請の内容が要綱第4条の規定に該当すると認めるときは、「ひこにゃん」商標使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者(要綱第3条第3項に規定する使用者をいう。以下同じ。)は、要綱およびこの要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「◎彦根市」または「◎HIKONE」を、使用品に明示すること。ただし、使用品に明示することが困難なものについては、市と協議の上、代替措置を執ること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が本件商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、本件商標を付した使用品の<sup>か</sup>疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(6) 市から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または使用品を提出すること。

(7) 使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(許諾事項の変更)

第 5 条 使用者は、使用許諾を受けた事項に変更が生じるときは、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(別記様式第 4 号)に使用許諾通知書を添えて市長に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾変更通知)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ひこにゃん」商標使用許諾変更通知書(別記様式第 5 号。以下「変更許諾通知書」という。)により通知するものとする。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前条の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(使用中止の届出)

第 7 条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標使用中止届(別記様式第 6 号)に使用許諾通知書(変更があったときは変更許諾通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 30 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 23 年 5 月 6 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 3 月 6 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

付 則

この要領は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

- 1 この要領は令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。